

市立甲府病院 DPC・受付請求関連業務委託
に関する優先交渉権者選考方法

市立甲府病院
平成 30 年 10 月

目次

1. 主旨	3
2. 優先交渉権者の選考方法	3
3. 得点配分.....	3
4. 不調条件.....	3
5. 技術点について	3
(1) 技術点の評価	3
(2) 評価方法	3
(3) プレゼンテーション.....	3
(4) 得点の計算方法.....	4
6. 技術点の配点について	4
7. 価格点について.....	4
(1) 価格点の計算方法.....	4
(2) 提案上限額と価格評価下限額	5

1. 主旨

本書は、「市立甲府病院 DPC・受付請求関連業務委託」（以下、「本業務委託」という。）に関し、優先交渉権者を選考する方法について提示したものである。

2. 優先交渉権者の選考方法

本業務委託の優先交渉権者は、以下に分類された得点を用いて選考する。

ア) 企画提案書の記載内容から評価を行う技術点

イ) 提案価格から評価を行う価格点

上記分類の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、2番目に合計点が高い事業者を次点交渉権者とする。

合計点が同点の場合は、技術点が高い事業者を優先交渉権者とする。

なお、提案価格が著しく低い場合、事業者への確認調査を実施し、提案価格と見積りの再提示を要請する場合がある。

3. 得点配分

ア) 技術点 : 70.00 点

イ) 価格点 : 30.00 点

4. 不調条件

技術点、価格点が不十分であり、事業者への確認調査の結果も改善が困難であると、本業務委託に関する審査委員会が判断した場合、調達不調として当該業務委託の再調達を実施する。

5. 技術点について

(1) 技術点の評価

企画提案書の評価にあたっては、「優先交渉権者選考審査基準」に従い、事業者のプレゼンテーションを受けた上で、各選考員がそれぞれ採点し、その結果について合議の上で評価を最終決定する。

(2) 評価方法

各選考員がそれぞれの評価項目について、レベル0 (Lv.0) からレベル5 (Lv.5) までの6段階で評価を行い、合議によって評価を確定し、各レベルに応じたポイントを付与する。

(3) プレゼンテーション

事業者は企画提案書を基にプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションでの質疑に対する回答は、実施義務と取り扱われるため留意すること。プレゼンテーションの詳細については、別途事

業者に連絡する。

(4) 得点の計算方法

ポイントの得点率から技術点の得点を計算する。

計算式は、以下のとおりとなる。

$$\text{(計算式) 技術点} = \left(\text{各評価項目に付与したポイントの合計} \div \text{(全体の満点ポイント)} \right) \times \text{技術点満点 (70 点)}$$

※小数点以下第三位を四捨五入して計算を行う。

6. 技術点の配点について

本業務委託における技術点の配点は表 6 に示したとおりとする。尚、各項目に関する企画提案書への記載内容の詳細については、資料 4「企画提案書記載事項」を参照すること。

表 6：技術点の配点（ポイント=p）

項目	ポイント
1. 業務に関する理解	—
2. 業務実施・管理体制	30p
3. 教育・研修体制	10p
4. 当院の経営・運営への積極的な提案	20p
5. 受託業務に関連する事項（1）	50p
6. 受託業務に関連する事項（2）	50p
7. サービスレベルの向上・運用、評価指標	10p
8. その他	30p
合計	200p

7. 価格点について

(1) 価格点の計算方法

提案上限額を 0 点とし、価格評価下限額を満点（30 点）とする。

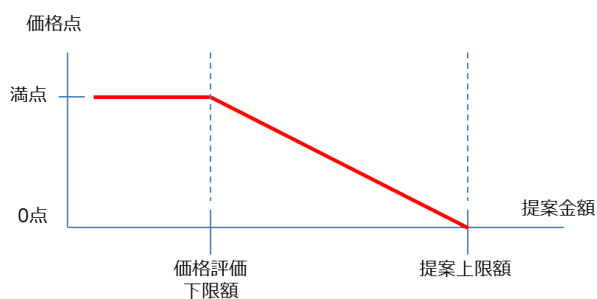
計算式は、以下のとおりとなる。また計算イメージは図 7(1)のとおりである。

(計算式)

$$\text{価格点} = \left(\text{提案上限額} - \text{提案価格} \right) \div \left(\left(\text{提案上限額} - \text{価格評価下限額} \right) \div \text{価格点満点 (30 点)} \right)$$

※小数点以下第三位を四捨五入して計算を行う。

※最大得点は、本業務委託で定められた価格点満点（30 点）とする。



(図 7(1) : 価格点の計算イメージ)

(2) 提案上限額と価格評価下限額

提案上限額は以下のとおりとする。提案上限額を超える価格提案をした場合には欠格となるので留意すること。

提案上限額： 460,713,000 円

(3年間合計税込額、平成31年10月からの消費税10%を含む)

また、価格評価下限額は以下のとおりとする。価格評価下限額を下回る価格提案をした場合であっても、与えられる価格点は本業務委託に設定された価格点満点が上限であることに留意すること。

価格評価下限額： 437,725,000 円

(3年間合計税込額、平成31年10月からの消費税10%を含む)

以 上